

認定調査員テキスト2009改訂版 重要なポイント

※ p…ページ ①…行 ～…中略

【 1-1麻痺等の有無 】

p31	(1)調査項目の定義
	② 2～3 神経又は筋肉組織の損傷、疾病等により、筋肉の随意的な運動機能が低下又は消失した状況をいう。
	② 4 四肢の動かしにくさ(筋力の低下や麻痺等の有無)を確認する項目
	(2)選択肢の選択基準 「2. 左上肢」、「3. 右上肢」、「4. 左下肢」、「5. 右下肢」
	② 5～6 目的とする確認動作が行えない場合に該当する
	(2)選択肢の選択基準 「6. その他」
	② 1 四肢の一部(手指・足趾を含む)に欠損がある場合
	② 2 上肢・下肢以外に麻痺等がある場合は「6. その他」を選択する。
	② 3 「6. その他」を選択した場合は、必ず部位や状況等について具体的に「特記事項」に記載する。
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
p32	P31②4～P31②6 麻痺等には、加齢による筋力の低下、～目的とする確認動作が行えない場合が含まれる。
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例(前ページからの続き)
	② 7 軽度の可動域制限の場合は、関節の動く範囲で行う。
	② 9 項目の定義する範囲以外で日常生活上での支障がある場合は、特記事項に記載する
	①調査対象者に実際に行ってもらった場合
	② 1～3 実際にに行ってもらった状況 聞き取りした日頃の状況 概ね過去1週間 より頻回な状況に基づき選択
	② 4～5 実際にに行ってもらった状況と、日頃の状況の違い、選択した根拠等について、具体的な内容を特記事項に記載
	②調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合
	② 1～2 実際にに行ってもらえなかった場合は、その理由や状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載
p33	【注意点】
	② 1 本人または家族の同意の上
	② 3 危険と判断される場合は、確認は行わない。
	■測定(検査)内容
	② 1～2 座位の場合は、肘関節を伸ばしたままで～保持できるかどうかを確認する。
p34	② 3 どちらかができなければ「あり」とする。
p34	①'
p34	② 1 前方頭上に腕を挙上する
p35	■測定(検査)内容
	② 1～2 膝を伸ばす動作により下肢を水平位置まで自分で挙上し、静止した状態で保持できるかを確認する。
	② 5 大腿部が椅子から離れないことを条件とする
	② 6 枕等から大腿部が離れないことを条件とする
	② 9 他動的に最大限動かせる高さ

【 1-2拘縮の有無 】

p36	(1)調査項目の定義
	② 2 他動的
	② 3 関節の動く範囲が著しく狭くなっている状況をいう。
	(2)選択肢の選択基準 「2. 肩関節」、「3. 股関節」、「4. 膝関節」
	② 2～② 3 他動的に動かしてみて～該当しない。
	(2)選択肢の選択基準 「5. その他(四肢の欠損)」
	② 1 四肢の一部(手指・足趾を含む)に欠損がある場合
	② 2 肩関節、股関節、膝関節以外
	② 4 「5. その他」を選択した場合は、必ず部位や状況等について具体的に「特記事項」に記載する。
p37	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	② 1 疼痛のために関節の動く範囲に制限がある場合も含まれる。
	② 4 他動運動により目的とする確認動作ができるか否かにより選択する
	② 6 項目の定義する範囲以外で日常生活上での支障がある場合は、特記事項に記載する。
	特記事項の例(2つ目)
p38	② 3 オムツ交換の際の股関節と膝関節の拘縮の状況を聞き取り
	【注意点】
	② 1 本人または家族の同意の上
	② 5 90度程度曲がれば「制限なし」となるため、調査対象者の状態に十分注意し、必要以上に動かさない
	② 7 動かすことが危険と判断される場合は確認は行わない。
p39	■測定(検査)内容
	② 1 「2. 肩関節」は、前方あるいは横のいずれかに可動域制限がある場合を「制限あり」とする。
	■測定(検査)内容(前のページからの続き)
	② 1 「3. 股関節」は、屈曲または外転のどちらかに可動域制限がある場合を「制限あり」とする。
	② 4～② 5 股関節が直角(90度)程度曲がれば「制限なし」とする。
p40	② 7～② 9 膝の内側を25cm程度開く(はなす)ことができれば「制限なし」とする。
	② 15～② 16 片足のみの外転によって25cmが確保された場合も「制限なし」とする
	■測定(検査)内容(前のページからの続き)
	② 1 「4. 膝関節」は、伸展もしくは屈曲方向のどちらかに可動域に制限がある場合を「制限あり」とする。
	② 2～② 4 膝関節をほぼ真っ直ぐ伸ばした状態から90°程度他動的に曲げる
p40	(4)異なった選択が生じやすい点 正しい選択と留意点等(2段目)
	② 2～② 4 腰椎や頸椎等に関節の動く範囲の～その部位と状況を具体的に記載する。

【 1-3寝返り 】

p41	(1)調査項目の定義
	Q2～Q4 きちんと横向きにならなくても、～何かにつかまればできるかどうかの能力
	Q7 身体の上にふとん等をかけない
	(2)選択肢の選択基準「1. つかまらないでできる」
p42	Q2～Q3 仰向けに寝ることが不可能な場合に、横向きに寝た状態(側臥位)から、うつ伏せ(腹臥位)に向きを変える
	Q4～Q5 認知症等で声かけをしない限り～寝返りを自力でする場合
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例 ①調査対象者に実際に行ってもらった場合(前のページからの続き)
	Q1～Q2 一度起き上がってから体の方向を変える行為は、～(膝の裏や寝巻きなど)を掴んで寝返りを行う場合
	特記事項の例(1つめ)
	Q1～Q3 調査時には、ベッド柵につかまれば自力で「寝返り」ができた。～より頻回な状況に基づき
	(4)異なった選択が生じやすい点 対象者の状況
	Q1～Q4 下半身麻痺があり、上半身だけならば、何もつかまらずに寝返りが自力でできる。

【 1-4起き上がり 】

p43	(1)調査項目の定義
	Q2～Q3 身体の上にふとんをかけないで寝た状態から上半身を起こすことができるかどうかの能力
	(2)選択肢の選択基準「1. つかまらないでできる」
	Q1～Q2 習慣的に、体を支える目的ではなく、ベッド上に手や肘をつきながら起き上がる場合
	(2)選択肢の選択基準「3. できない」
	Q1～Q2 途中まで自分でできて最後の部分で介助が必要である場合
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
p44	Q1～Q3 うつ伏せになってから起き上がる場合等、～反動を付けて起き上がれる場合
	Q5～Q6 体を支える目的で手や肘でふとんにしっかりと加重して起き上がる(加重しないと起き上がれない場合)
	①調査対象者に実際に行ってもらった場合
	Q6 常時、ギャジアップの状態にある場合は、その状態から評価
	③福祉用具(補装具や介護用品等)や器具類を使用している場合
	Q1～Q2 ギャジアップ機能がついている電動ベッド等の場合はこれらの機能を使わない状態で評価する

【 1-5座位保持 】

p45	(1)調査項目の定義
	Q2～Q3 背もたれがない状態での座位の状態を10分間程度保持できるかどうかの能力
	(2)選択肢の選択基準「2. 自分の手で支えればできる」
	Q1 背もたれは必要ないが 自分の手で支える必要がある場合
	(2)選択肢の選択基準「3. 支えてもらえばできる」
	Q1 背もたれがないと座位が保持できない 介護者の手で支え
	(2)選択肢の選択基準「4. できない」
p46	Q1 背もたれを用いても座位が保持できない場合をいう。具体的には、以下の状態とする。
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	Q5 大腿部(膝の上)に手で支えてしっかりと加重して座位保持
	Q8 大腿部の裏側に手を差し入れて太ももを掴むようにする等、上体が後傾しないように座位を保持
	Q11 ビーズクッション等で支えていないと座位が保持できない場合
	Q13 電動ベッドや車いす等の背もたれを支えとして座位保持

【 1-6両足での立位保持 】

p48	(1)調査項目の定義
	Q2～Q3 平らな床の上で立位を10秒間程度保持できるかどうかの能力
	(2)選択肢の選択基準「3. できない」
	Q1 介護者の手で常に身体を支えれば
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	Q2 片足が欠損しており、義足を使用していない人や拘縮で床に片足がつかない場合
	Q4 自分の体の一部を支えにして
	Q4～Q5 体を支える目的でテーブルや椅子の肘掛等にとしっかりと加重して

【 1-7歩行 】

p50	(1)調査項目の定義
	Q3 立った状態から継続して(立ち止まらず、座り込まずに)5m程度歩ける能力
	(2)選択肢の選択基準「1. つかまらないでできる」
	Q2 視力障害者のつたい歩き
	Q3 視力障害があり、身体を支える目的ではなく方向を確認する目的で杖を用いている
	(2)選択肢の選択基準「2. 何かにつかまればできる」
	Q2 片方の腕を杖で、片方の腕を介護者が支えれば歩行できる
	(2)選択肢の選択基準「3. できない」
	Q2 寝たきり等で歩行することがない
	Q3 歩行可能であるが医療上の必要により歩行制限が行われている
	Q5～Q6 「2mから3m」しか歩けない場合は「歩行」とはとらえない

p51	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ2～ℓ5 リハビリの訓練中は一般的には～軽い労作も禁じられている等で、5m程度の歩行を試行ができない
	ℓ8 膝につかまるなど、自分の体につかまり歩行
	特記事項の例(2つめ)
	ℓ1 調査時、体調が少し悪いとのことで、実際に行ってもらえなかった。家族の話では
③補装具を使用している場合	
	ℓ1 補装具を使用している場合は、使用している状況で選択する

【 1-8立ち上がり 】

p53	(1)調査項目の定義
	ℓ2 車いす等に座っている状態から立ち上がる行為
	ℓ3 (床からの立ち上がりは含まない)
	(2)選択肢の選択基準「3. できない」
	ℓ1～ℓ2 体の一部を介護者が支える、介護者の手で引き上げる
p54	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ2～ℓ3 いすに座る機会がない場合は、洋式トイレ、ポータブルトイレ使用時や、受診時の待合室での状況等
	ℓ4～ℓ5 習慣的ではなく体を支える目的でテーブルや椅子の肘掛等にしっかりと加重して立ち上がる
	特記事項の例(2つめ)
	ℓ1～ℓ2 畳上の生活で椅子に座る機会がなく、～利用しているデイサービスと、受診時の待合室での状況から
(4)異なった選択が生じやすい点 正しい選択と留意点等(2段目)	
	ℓ2 座面に体を支える目的で加重

【 1-9片足での立位 】

p55	(1)調査項目の定義
	ℓ5 平らな床の上で、自分で左右いずれかの片足を上げた状態のまま1秒間程度、立位を保持
	(2)選択肢の選択基準「3. できない」
p56	ℓ1～ℓ2 介護者によって支えられた状態でなければ片足を上げられない
	特記事項の例(2つめ)
	ℓ1 調査時、体調不良とのことで、実際に行ってもらえなかった
	ℓ2 浴槽の出入りや階段の上り下り
	(4)異なった選択が生じやすい点 対象者の状況
	ℓ1～ℓ3 視力障害者が、転倒等の不安から杖を持っている
	(4)異なった選択が生じやすい点 正しい選択と留意点等
ℓ2～ℓ3 支えとして全く使用していない	

【 1-10洗身 】

p57	(2)選択肢の選択基準「3. 全介助」
	ℓ3～ℓ4 本人が「洗身」した箇所も含めて、介護者が全てを「洗身」し直している
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
p58	ℓ2 洗髪行為は含まない
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例(前のページからの続き)
	ℓ2～ℓ5 石鹸等を付ける行為そのものに介助が～介護者が行っているかに関わらず、「4. 行っていない」を選択
	①朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合
	ℓ1 日によって入浴の方法・形態が異なる場合
	ℓ3 具体的な内容を「特記事項」に記載
	③調査対象の行為自体が発生しない場合
p59	ℓ1 日常的に、洗身を行っていない場合は行っていないを選択し
	ℓ2 具体的な内容を「特記事項」に記載
	特記事項の例
ℓ2～ℓ3	不適切な状況と判断し、適切な介助の方法を選択

【 1-11つめ切り 】

p60	(1)調査項目の定義
	ℓ2～ℓ3 「つめ切り」の一連の行為のことで、「つめ切りを準備する」「切ったつめを捨てる」等を含む
	(2)選択肢の選択基準「2. 一部介助」
	ℓ2 つめ切りに見守りや確認が行われている
	(2)選択肢の選択基準「3. 全介助」
	ℓ2 本人が行った箇所を含めてすべてやり直す
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ1 つめを切った場所の掃除等は含まない
p61	①朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合
	ℓ1 概ね過去1か月)の状況
	特記事項の例(1つめ)
ℓ1～ℓ2	つめやすりを使用
	特記事項の例(2つめ)
ℓ1	四肢の全指を切断
	四肢の切断面の清拭
ℓ1～ℓ2	類似の行為で代替して評価

p61	特記事項の例(4つめ) ℓ2 身体機能維持の観点から、不適切な状況にあると判断
-----	--

【 1-12視力 】

p63	(1)調査項目の定義 ℓ3 実際に視力確認表の図を調査対象者に見せて、視力を評価する。 (2)選択肢の選択基準「1. 普通(日常生活に支障がない)」 ℓ1 新聞、雑誌などの字が見え、日常生活に支障がない程度の視力を有している (2)選択肢の選択基準「2. 約1m離れた視力確認表の図が見える」 ℓ1 約1m離れた (2)選択肢の選択基準「3. 目の前に置いた視力確認表の図が見える」 ℓ1 目の前に置けば見える (2)選択肢の選択基準「5. 見えているのか判断不能」 ℓ1 見えているのか判断できない (3)調査上の留意点及び特記事項の記載例 ℓ1 会話のみでなく、手話、筆談等や、調査対象者の身振り
p64	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例(前のページからの続き) ℓ1 見たものについての理解等の知的能力を問う項目ではない ℓ5 眼鏡・コンタクトレンズ等を使用している場合は、使用している状況で選択
p65	(4)異なった選択が生じやすい点 正しい選択と留意点等 ℓ1～ℓ4 視野狭窄や視野欠損等がある場合も、あくまでも本人の正面に視力確認表をおいた状態で行うことが原則

【 1-13聴力 】

p67	(2)選択肢の選択基準「1. 普通」 ℓ1 会話において支障がなく (2)選択肢の選択基準「2. 普通の声がやっと聞き取れる」 ℓ1 聞き間違えたりする (2)選択肢の選択基準「3. かなり大きな声なら何とか聞き取れる」 ℓ1 耳元で大きな物音を立てると何とか聞こえる (2)選択肢の選択基準「5. 聞こえているのか判断不能」 ℓ1 聞こえているのか判断できない
p68	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例(前のページからの続き) ℓ2～ℓ3 日常的に補聴器等を使用している場合は、～声や音が聞こえているかどうかで評価

【 2-1移乗 】

p70	(1)調査項目の定義 ℓ4 でん部を移動させ、いす等へ乗り移ること ℓ5 体位交換、シーツ交換の際に、でん部を動かす行為 (2)選択肢の選択基準「2. 見守り等」 ℓ2～ℓ3 常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」「指示」「声かけ」等のこと ℓ4～ℓ5 身体に直接触れず、安全に乗り移れるよう、動作に併せて車いすをお尻の下にさしいれ (2)選択肢の選択基準「3. 一部介助」 ℓ1 介護者が手を添える、体を支えるなど (2)選択肢の選択基準「4. 全介助」 ℓ1 介護者が抱える、運ぶ等
p71	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例 ℓ2～ℓ3 両手をついて腰を浮かせる行為自体だけでは移乗に該当しない 特記事項の例(3つめ) ℓ1～ℓ3 日中は、ベッドから車いすへの「移乗」も自力で介助なし～夜間排尿のたび(2回／日)に夫も起きて介助する。より頻回
p72	特記事項の例 ℓ1～ℓ2 介助は行われていないが、「移乗」の際に～足にアザが確認できるなど不適切な状況

【 2-2移動 】

p73	(1)調査項目の定義 ℓ2 「日常生活」において、食事や排泄、入浴等で、必要な場所への移動 (2)選択肢の選択基準「2. 見守り等」 ℓ2 常時の付き添いの必要 ℓ3 必要な行為の「確認」「指示」「声かけ」等 (2)選択肢の選択基準「3. 一部介助」 ℓ1～ℓ2 自力では、必要な場所への「移動」ができないために、介護者が手を添える、体幹を支える、段差で車椅子を押す等 (3)調査上の留意点及び特記事項の記載例 ℓ1～ℓ2 移動の手段は問わない。義足や装具等を装着 ℓ2 車いす・歩行器などを使用 ℓ2～ℓ3 その状況に基づいて評価
p74	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例(前のページからの続き) ℓ1 外出行為に関しては、含まない 特記事項の例(3つめ) ℓ1～ℓ3 居室の隣にあるトイレまでの「移動」(5回程／日)など、～介助が行われている。より頻回の状況

p74	特記事項の例(4つめ)
	ℓ1～ℓ2 外出(4回／週)は、電動車いすを使用しているため、自力で介助なしで行っている。
	③調査対象の行為自体が発生しない場合 ℓ1～ℓ3 寝たきり状態などで、「移動」の機会が全くない場合は、～そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載

【2-3えん下】

p76	(1)調査項目の定義
	ℓ2 食物を経口より摂取する際の「えん下」(飲み込むこと)の能力
	ℓ4 試行する必要はない
	(2)選択肢の選択基準「2. 見守り等」 ℓ1～ℓ2 「できる」「できない」のいずれにも含まれない場合をいう。必ずしも見守りが行われている必要はない。
p77	(4)異なった選択が生じやすい点 正しい選択と留意点等 ℓ2～ℓ5 固形物か、液体かどうか等、～飲み込みができるかどうかを選択する

【2-4食事摂取】

p78	(1)調査項目の定義
	ℓ3 配膳後の食器から口に入れるまでの行為のこと
	ℓ4 経管栄養の際の注入行為や中心静脈栄養も含まれる
	(2)選択肢の選択基準「2. 見守り等」 ℓ2 常時の付き添い
	ℓ2～ℓ3 行為の「確認」「指示」「声かけ」「皿の置き換え」等
	(2)選択肢の選択基準「3. 一部介助」 ℓ1～ℓ2 食卓で小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる等、食べやすくするための介助や、スプーン等に食べ物を乗せる介助
	ℓ4 時間の長短は問わない ℓ5～ℓ6 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合
p79	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ3～ℓ4 調理(厨房・台所でのきざみ食、ミキサー食の準備等)、配膳、後片づけ、食べこぼしの掃除等は含まない
	ℓ6 経管栄養、中心静脈栄養のための介助が行われている場合は、「4.全介助」を選択する
p80	特記事項の例 ℓ1～ℓ3 本人の拒否が強く、介助をしようとしても手を払いのける～本来なら「3.一部介助」が行われる状況と判断した。

【2-5排尿】

p81	(1)調査項目の定義
	ℓ2～ℓ4 「排尿動作(ズボン・パンツの上げ下げ、トイレ、尿器への排尿)」～「抜去したカテーテルの後始末」の一連の行為のこと
	(2)選択肢の選択基準「2. 見守り等」 ℓ2 常時の付き添いの必要
	ℓ3 認知症高齢者等をトイレ等へ誘導するために必要な「確認」「指示」「声かけ」等
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ1 尿意の有無は問わない
	ℓ2～ℓ3 排尿後の掃除は含まれるが、トイレの日常的な掃除は含まない
	ℓ4 ポータブルトイレの後始末を一括して行う場合は、排尿の直後であるかどうかや、
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例(前のページからの続き)
	ℓ1～ℓ2 その回数に関わらず「排尿後の後始末」として評価する。トイレまでの移動に関する介助は
	ℓ2～ℓ6 「2-2 移動」で評価するが、～「2-11ズボン等の着脱」で評価
	②福祉用具(補装具や介護用品等)や器具類を私用している場合
	ℓ2～ℓ3 おむつや尿カテーテル等を使用しているも、自分で準備から後始末まで行っている場合は、「1.介助されていない」を選択
	③調査対象の行為自体が発生しない場合 ℓ2～ℓ3 人工透析を行っている等で、排尿が全くない場合

【2-6排便】

p84	(1)調査項目の定義
	ℓ2～ℓ4 「排便動作(ズボン・パンツの上げ下げ、～「ストーマ(人工肛門)袋の準備、交換、後始末」の一連の行為のこと
	(2)選択肢の選択基準「2. 見守り等」 ℓ2 常時の付き添いの必要
	ℓ3 認知症高齢者等をトイレ等へ誘導するために必要な「確認」「指示」「声かけ」等
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ1～ℓ2 排便器等の排便後の掃除は含まれるが、トイレの日常的な掃除は含まない ℓ2～ℓ3 後始末を一括して行う場合は、排便の直後であるかどうかや回数に関わらず「排便後の後始末」として評価
p85	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例(前のページからの続き) ℓ6 浣腸や摘便等の行為そのものは含まれないが、これらの行為に付随する排便の一連の行為は含む
p86	特記事項の例 ℓ1～ℓ2 独居。本人によると、自分でトイレにて排便しているとのことだが、～適切な介助の方法を選択する

【2-7口腔清潔】

p87	(1)調査項目の定義
	ℓ2～ℓ3 歯磨き等の一連の行為のことで、～「義歯をはずす」「うがいをする」等のこと
	(2)選択肢の選択基準「2. 一部介助」 ℓ3 歯磨き中の指示や見守り、磨き残しの確認が行われている場合を含む
p87	(2)選択肢の選択基準「3. 全介助」

	ℓ2～ℓ4 本人が行った箇所を含めて、介護者がすべてやり直す場合も含む。～本人は口をすすいで吐き出す行為だけができる
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ1 洗面所への誘導、移動は含まない
p88	特記事項の例(2つめ)
	ℓ1～ℓ2 歯ぐきが腫れており、不適切な状況にあると判断し、適切な介助の方法を選択

【 2-8洗顔 】

p89	(1)調査項目の定義
	ℓ2～ℓ4 「タオルの準備」「蛇口をひねる」「顔を洗う」～蒸しタオルで顔を拭く」ことも含む
	(2)選択肢の選択基準「2. 一部介助」
	ℓ3 洗顔中の見守り等、衣服が濡れていないかの確認等
	(2)選択肢の選択基準「3. 全介助」
	ℓ2 介護者が本人が行った箇所を含めてすべてやり直す場合
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ1 洗面所への誘導、移動は含まない
p90	③調査対象の行為自体が発生しない場合
	ℓ1 「洗顔」を行う習慣がない等
	ℓ2 類似行為で代替して評価する

【 2-9 整髪 】

p91	(1)調査項目の定義
	ℓ2～ℓ3 「ブラシの準備」「整髪料の準備」「髪をとかす」「ブラッシングする」等の「整髪」の一連の行為のこと
	(2)選択肢の選択基準「2. 一部介助」
	ℓ2 (確認、指示、声かけ)が行われている場合
	(2)選択肢の選択基準「3. 全介助」
	ℓ2 本人が行った箇所を含めて介護者がすべてやり直す場合
p92	③調査対象の行為自体が発生しない場合
	ℓ1 頭髪がない場合、または、短髪で整髪のない場合
	ℓ2 頭を拭く行為などで代替して評価

【 2-10上衣の着脱 】

p93	(1)調査項目の定義
	ℓ2 普段使用している上衣等の着脱のこと
	(2)選択肢の選択基準「2. 見守り等」
	ℓ3 必要な行為の「確認」「指示」「声かけ」等のこと
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ1 時候にあった衣服の選択、衣服の準備、手渡し等、着脱までの行為は含まない
	ℓ2～ℓ3 首や体幹を揺り動かすなどの行為は、介護者の介助の方法や負担に大きな影響を与えていないことから
	ℓ4～ℓ5 一連の行為全体に対してすべて介助されていると考え「4.全介助」を選択する
	ℓ6 介護者が構えている服に「自ら袖に腕を通す」場合
p94	特記事項の例(4つめ)
	ℓ1～ℓ2 裏返しのまま着るなど、おかしい様子がみられたことから、不適切な状況にあると判断し

【 2-11ズボンの着脱 】

p96	(1)調査項目の定義
	ℓ2 普段使用しているズボン、パンツ等の着脱のこと
	(2)選択肢の選択基準「2. 見守り等」
	ℓ3 必要な行為の「確認」「指示」「声かけ」等のこと
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ1 時候にあった衣服の選択、衣服の準備、手渡し等、着脱までの行為は含まない。
	ℓ6 介護者が構えているズボンに「自ら足を通す」場合
p97	③調査対象の行為自体が発生しない場合
	ℓ1 ズボンをはかない場合
	ℓ1～ℓ2 パンツやオムツの着脱の行為で代替して評価する
p98	特記事項の例(2つめ)
	ℓ2～ℓ3 身体機能の維持の観点から、不適切な状況にあると判断

【 2-12外出頻度 】

p99	(1)調査項目の定義
	ℓ2 1回概ね30分以上、居住地の敷地外へ出る頻度
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ1～ℓ4 外出の目的や、同行者の有無、目的地等は問わない。～過去1ヶ月の間に状態が大きく変化した場合

【 3-1意思の伝達 】

p101	(1)調査項目の定義
	ℓ2 意思を伝達できるかどうかの能力

p101	(2)選択肢の選択基準「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」
	ℓ1 手段を問わず、常時、誰にでも
	(2)選択肢の選択基準「2. ときどき伝達できる」
	ℓ1～ℓ2 その内容や状況等によってはできる時と、できない時がある場合をいう
	(2)選択肢の選択基準「3. ほとんど伝達できない」
	ℓ3 限定された内容のみ
	(2)選択肢の選択基準「4. できない」
p102	ℓ1 全くできない
	ℓ1～ℓ2「意思の伝達」ができるかどうか判断できない
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ1「意思の伝達」については、その手段を問わず、調査対象者が意思を伝達できるかどうかを評価
	ℓ4 身振り等によるものかは問わない。伝達する意思の内容の合理性は問わない
p102	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例(前のページからの続き)
	ℓ1 自発的に伝達しなくても、問いかけに対して意思を伝えることができる場合
	特記事項の例(2つめ)
ℓ1～ℓ2 失語症で、手指機能の低下により文字で書くこともできないが、身振りから「意思の伝達」ができています	

【 3-2毎日の日課】

p103	(1)調査項目の定義
	ℓ2～ℓ3 起床、就寝、食事等のおおまかな内容について～曜日ごとのスケジュール等の複雑な内容まで理解している必要はない
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
ℓ1 起床や就寝、食事の時間等を質問して選択してもよい	

【 3-3生年月日や年齢を言う】

p104	(1)調査項目の定義
	ℓ2 生年月日か年齢かのいずれか一方を答える
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ1 実際の生年月日と数日間のずれ
ℓ2 年齢は、2歳までの誤差	

【 3-4短期記憶】

p105	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ1～ℓ2 面接調査直前または当日行ったことについて具体的に答える
	ℓ3 上記の質問で確認が難しい場合
	ℓ7 3つの物を口頭で説明する
	ℓ7～ℓ8 質問の内容が伝わるように工夫する
p106	(4)異なった選択が生じやすい点 対象者の状況
	ℓ1～ℓ7 調査当日の昼食で何を食べたかまで答えることができたが、～直前のことも覚えていないことが多いとのこと。

【 3-5自分の名前を言う】

p107	(1)調査項目の定義
	ℓ2 自分の姓もしくは名前のどちらかを答える
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ1 旧姓でも、「自分の名前をいう」
	特記事項の例
ℓ1 うなずく等の身振りから	

【 3-6今の季節を理解する】

p108	(1)調査項目の定義
	ℓ2 面接調査日の季節を答える
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
ℓ2 季節に多少のずれがあってもよい	

【 3-7場所の理解】

p109	(1)調査項目の定義
	ℓ2 「ここはどこですか」という質問に答える
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ1 所在地や施設名をたずねる質問ではない
「施設」「自宅」などの区別	

【 3-8徘徊】

p110	(1)調査項目の定義
	ℓ2～ℓ3 目的もなく動き回る行動のこと

【 3-9外出すると戻れない】

p112	(1)調査項目の定義
	ℓ1 「外出すると戻れない」行動の頻度を評価する

p112	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例 ℓ1～ℓ2 外出だけでなく、居室や居住棟から出て自室や自宅に戻れなくなる行動も含む
------	---

【第4群 精神・行動障害】

p114	ℓ3 この群の評価軸は、すべて有無となり、当該行動があったか、なかったかという事実が評価の基準
p115	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例 ℓ1 「精神・行動障害」とは、社会生活上、場面や目的からみて不適当な行動の頻度を評価する項目 ℓ3 過去1か月間 環境が大きく変化 ℓ4～ℓ6 行動に対して、特に周囲が対応をとっていない場合や～頻度に基づき選択する ℓ7 実際の対応や介護の手間とは関係なく選択される ℓ7～ℓ8 対象者への対応や介護の手間の状況については、特記事項に頻度とともに記載 ℓ10 該当する項目が存在しない ℓ11～ℓ12 類似または関連する項目の特記事項に、具体的な介護の手間の内容と頻度を記載 ℓ21 予防的な対策 ℓ22 治療の効果

【 4-1被害的】

p116	(1)調査項目の定義 ℓ2～ℓ3 実際は盗られていないものを盗られたという等、被害的な行動のこと
	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例 ℓ1～ℓ2 「食べ物に毒が入っている」「自分の食事だけがない」等の被害的な行動も含む

【 4-2作話】

p117	(1)調査項目の定義 ℓ2 事実とは異なる話をする
	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例 ℓ1 自分に都合のいいように事実と異なる話をする ℓ2 失敗を取りつくろうためのありもしない話をする

【 4-3感情が不安定】

p118	(1)調査項目の定義 ℓ2～ℓ3 悲しみや不安などにより涙ぐむ、感情的にうめくなどの状況が不自然なほど持続 ℓ3～ℓ4 そぐわない場面や状況で突然笑い出す、怒り出す等、場面や目的からみて不適当な行動のこと
	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例 ℓ1 元々感情の起伏が大きい等ではなく、場面や目的からみて不適当な行動

【 4-4昼夜逆転】

p119	(1)調査項目の定義 ℓ2～ℓ3 夜間に何度も目覚めることがあり、そのために疲労や眠気があり日中に活動できない ℓ3～ℓ4 昼と夜の生活が逆転し、通常、日中行われる行為を夜間行っている
	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例 ℓ1 単なる生活習慣 ℓ2～ℓ3 生活環境のために眠られない場合は該当しない。夜間眠れない状態やトイレに行くための起床は含まない

【 4-5】同じ話をする

p120	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例 ℓ1～ℓ2 性格や生活習慣から、単に同じ話をするのではなく、場面や目的からみて不適当な行動
	特記事項の例(2つめ) ℓ1～ℓ2 明らかに話している内容と無関係に同じ話をする

【 4-6大声をだす】

p121	(1)調査項目の定義 ℓ2 周囲に迷惑となるような大声をだす行動のこと
	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例 ℓ1～ℓ2 性格的や生活習慣から日常会話で声の大きい場合等ではなく、場面や目的からみて不適当な行動

【 4-7介護に抵抗】

p122	(1)調査項目の定義 ℓ1 「介護に抵抗する」行動
	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例 ℓ1 単に、助言しても従わない場合(言っても従わない場合)は含まない

【 4-8落ち着きなし】

p123	(1)調査項目の定義 ℓ5 「家に帰りたい」という意思表示と落ち着きのない状態の両方がある場合のみ該当する
	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例 ℓ1 単に「家に帰りたい」と言うだけで、状態が落ち着いている場合は含まない。

【 4-9一人で出たがる】

p124	(1)調査項目の定義
	ℓ1 「一人で外に出たがり目が離せない」行動
	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ1 環境上の工夫等で外に出ることがなかったり
	(3)異なった選択が生じやすい点
	ℓ3～ℓ8 フロアーの外や階段、エレベーターの前に観葉植物を置いたところ、現時点ではその行動がなくなった

【 4-10収集癖】

p125	(1)調査項目の定義
	ℓ1 いろいろなものを集めたり、無断でもってくる行動
	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ1～ℓ2 昔からの性格や生活習慣等で、箱や包装紙等を集めたり等ではなく、明らかに周囲の状況に合致しない行動のこと

【 4-11物や衣類を壊す】

p126	(1)調査項目の定義
	ℓ1 「物を壊したり、衣類を破いたりする」行動
	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ1 実際に物が壊れなくても、破壊しようとする行動がみられる場合は評価する
	ℓ3～ℓ5 予防的手段が講じられていない場合の状況、発生する介護の手間、～物を捨てる行為も含む

【 4-12ひどい物忘れ】

p127	(1)調査項目の定義
	ℓ3～ℓ4 この物忘れによって、何らかの行動が起こっているか、周囲の者が何らかの対応をとらなければならないような状況
	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ1 電話の伝言をし忘れるといったような、単なる物忘れは含まない

【 4-13独り言・独り笑い】

p128	(1)調査項目の定義
	ℓ2 場面や状況とは無関係に
	ℓ3 独り言を言う、独り笑いをする等の行動が持続
	ℓ4 突然にそれらの行動が現れたりする
	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ1 性格的な理由等で、独り言が多い等ではなく場面や目的からみて不適当な行動

【 4-14自分勝手に行動する】

p129	(1)調査項目の定義
	ℓ2 明らかに周囲の状況に合致しない自分勝手な行動
	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ1～ℓ2 性格的に「身勝手」「自己中心的」等のことではなく、場面や目的からみて不適当な行動

【 4-15話がまとまらない】

p130	(1)調査項目の定義
	ℓ2～ℓ3 話の内容に一貫性がない、話題を次々と変える、質問に対して全く無関係な話が続く等、会話が成立しない行動

【 5-1薬の内服】

p132	(1)調査項目の定義
	ℓ1 薬や水を手元に用意する、薬を口に入れる
	(2)選択肢の選択基準「2. 一部介助」
	ℓ3 予め薬局で分包されている場合は含まない
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
p133	ℓ3 インスリン注射、塗り薬の塗布等、内服以外のものは含まない
	ℓ4 チューブから内服薬を注入する場合も含む
	③調査対象の行為自体が発生しない場合
	ℓ1～ℓ2 薬の内服がない(処方されていない)場合は、薬剤が処方された場合を想定し、適切な介助の方法を選択

【 5-2金銭の管理】

p135	(1)調査項目の定義
	ℓ2～ℓ3 自分の所持金の支出入の把握、管理、出し入れする金額の計算等の一連の行為
	(2)選択肢の選択基準「2. 一部介助」
	ℓ3 介護者が確認する
	(2)選択肢の選択基準「3. 全介助」
	ℓ2～ℓ3 認知症等のため金銭の計算ができず、～あらかじめ準備しておいたお金の出し入れのみ行う
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ2～ℓ3 手元に現金等を所持していない場合でも、年金、預貯金、各種給付(老齢福祉年金・生活保護)等の管理の状況で選択

【 5-3日常の意思決定】

p137	(1)調査項目の定義
	ℓ2 毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定できる能力
p137	(2)選択肢の選択基準「1. できる(特別な場合もできる)」
	ℓ1 常時、あらゆる場面

	(2)選択肢の選択基準「2. 特別な場合を除いてできる」
	ℓ1 慣れ親しんだ日常生活状況のもと
	ℓ2 意思決定はできる
	(2)選択肢の選択基準「3. 日常的に困難」
	ℓ1 慣れ親しんだ日常生活状況のもとでも、意思決定がほとんどできない
	(2)選択肢の選択基準「4. できない」
	ℓ1 意思決定ができるかどうかわからない場合

【 5-4集団への不適応】

p139	(1)調査項目の定義 ℓ2～ℓ3 家族以外の他者の集まりに参加することを強く拒否したり、適応できない等、明らかに周囲の状況に合致しない行動の
------	---

【 5-5買い物】

p141	(1)調査項目の定義
	ℓ2～ℓ3 食材、消耗品等の日用品を選び(必要な場合は陳列棚から商品を取り)、代金を支払うこと
	(2)選択肢の選択基準「1. 介助されていない」
	ℓ3 店舗等に自分で電話をして注文
	(2)選択肢の選択基準「2. 見守り等」
	ℓ1 買い物に必要な行為への「確認」「指示」「声かけ」
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ4 家族やヘルパー等に買い物を依頼する場合 ℓ6 本人が自分で購入したものを、介護者が精算、返品等の介助を行っている場合
	(3)調査上の留意点及び特記事項の記載例(前のページからの続き)
	ℓ2 施設入所者や在宅で寝たきり等の方の買い物

【 5-6簡単な調理】

p144	(1)調査項目の定義 ℓ2～ℓ3 「炊飯」、「弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」、「即席めんの調理」をいう
p145	①調査対象の行為自体が発生しない場合
	ℓ1 経管栄養で調理の必要のない流動食のみを投与
	ℓ2～ℓ3 流動食のあたためなどを行っている場合は、「レトルト食品の加熱」に該当する

【過去14日間にうけた特別な医療について】

p146	■調査項目の定義と選択肢の選択基準等及び特記事項の記載例
	ℓ1 過去14日間にうけた特別な医療
	ℓ2～ℓ3 医師、または、医師の指示に基づき看護師等によって実施される医療行為に限定される
	ℓ5 家族、介護職種の行う類似の行為は含まない
	ℓ6～ℓ7 必要な研修を修了した介護職種が医師の指示の下に行う行為も含まれる
p147	■調査項目の定義と選択肢の選択基準等及び特記事項の記載例(前のページからの続き)
	ℓ1～ℓ2 継続して実施されているもののみを対象とし急性疾患への対応で一時的に実施される医療行為は含まない
	ℓ3～ℓ4 処置が終了、完治している場合は、過去14日間に処置をしていても、継続して行われていないため該当しない
	ℓ11 「実施頻度／継続性」、「実施者」、「当該医療行為を必要とする理由」

【1. 点滴の管理】

p147	(1)調査項目の定義
	ℓ3 急性期の治療を目的とした点滴は含まない
	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ1 点滴の針が留置されている ℓ1～ℓ2 必要に応じて点滴が開始できる体制にあれば該当する

【 2. 中心静脈栄養】

p148	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例 ℓ1 必要に応じて中心静脈栄養が供給できる体制にある
------	--

【 3. 透析】

p148	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例 ℓ1 透析の方法や種類を問わない
------	--

【 4. ストーマ(人工肛門)の処置】

p149	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例 ℓ1～ℓ2 人工肛門が造設されている者に対して消毒、バッグの取り替え等の処置が行われているかどうか
------	---

【5. 酸素療法】

p150	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例
	ℓ1 呼吸器、循環器疾患等により酸素療法が行われているかを評価
	ℓ2 実施場所は問わない

【 6. レスピレーター(人工呼吸器)】

p150	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例 ℓ1 経口・経鼻・気管切開の有無や、機種は問わない
------	---

【 7. 気管切開の処置】

p151	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例 Q1～Q2 気管切開が行われている者に対して、カニューレの交換、～開口部からの喀痰吸引などの処置が行われているかどうか
------	---

【8. 疼痛の看護】

p151	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例 Q1～Q2 がん末期のペインコントロールに相当するひどい痛み Q2～Q3 鎮痛薬の点滴、硬膜外持続注入、座薬、貼付型経皮吸収剤、注射が行われている場合 Q5 一般的な腰痛、関節痛などの痛み止めの注射や湿布等も該当しない Q7 痛み止めの内服治療は該当しない
------	---

【9. 経管栄養】

p152	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例 Q1 経口、経鼻、胃ろうであるかは問わない Q2 管が留置されている必要はなく Q4 栄養の摂取方法として、経管栄養が行われているかどうかを評価する
------	--

【 10. モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等)】

p153	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例 Q1～Q2 血圧、心拍、心電図、呼吸数、～モニターを体につけた状態で継続的に測定されているかどうか Q3 血圧測定の頻度は1時間に1回以上のものに限る
------	--

【11. じょくそうの処置】

p153	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例 Q1 じょくそうの大きさや程度は問わない
------	--

【12. カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等)】

p154	(2)調査上の留意点及び特記事項の記載例 Q1～Q2 尿の排泄のためのカテーテルが使用 (3)異なった選択が生じやすい点 正しい選択と留意点等 Q2～Q3 術後のドレナージや、尿の排泄以外の目的のカテーテルは含まない
------	---

【障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)】

p155	(1)判定の基準 Q2 全く障害等を有しない者については、自立に○をつける 生活自立 ランクJ Q1 独力で外出する 準寝たきり ランクA Q1 屋内での生活は概ね自立 介助なしには外出しない 寝たきり ランクB Q1 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活 Q2 座位を保つ 寝たきり ランクC Q1 1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する
p156	【ランクJ】 Q2 “障害等”とは、疾病や傷害及びそれらの後遺症あるいは老衰により生じた身体機能の低下をいう Q3 積極的にまた、かなり遠くまで外出する場合 Q5 町内の距離程度の範囲までなら外出 【ランクA】 Q2 食事、排泄、着替に関しては概ね自分で行い Q3 近所に外出するときは介護者の援助を必要とする 【ランクB】 Q2～Q3 食事、排泄、着替のいずれかにおいては、部分的に介護者の援助を必要とし 【ランクC】 Q2～Q3 食事、排泄、着替のいずれにおいても介護者の援助を全面的に必要とし

【認知症高齢者の日常生活自立度】

p157	(1)判定の基準 Q3 まったく認知症を有しない者については、自立に○印をつけること 【参考】ランクⅡ 判断基準 Q3 誰かが注意していれば自立できる 【参考】ランクⅡa 見られる症状・行動の例 Q2 それまでできたことにミスが目立つ等
------	---

p157	【参考】ランクⅡb 見られる症状・行動の例
	ℓ1～ℓ2 服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
	【参考】ランクⅢ 判断基準
	ℓ1～ℓ3 行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする
	【参考】ランクⅢa 見られる症状・行動の例
	ℓ1 着替え、食事、排便、排尿が上手にできない
	ℓ3～ℓ5 物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
	【参考】ランクⅢb 判断基準
	ℓ1 夜間を中心として